

平成21年度第3回武蔵野市まちづくり委員会議事録

日 時 平成22年1月5日（火曜日）午後7時から午後8時まで  
 場 所 武蔵野市役所 8階 811会議室  
 出席委員 柳沢委員長、春原副委員長、山内委員、金子委員、石川委員、塩澤委員、清水委員  
 市説明員 恩田まちづくり推進課長、まちづくり推進課課長補佐  
 傍聴者 14人

発言者	発言内容
委員長  事務局 委員長	<p>ただいまから、平成21年度第3回武蔵野市まちづくり委員会を開会いたします。</p> <p>事務局から報告はありますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>では、傍聴の方に入ってもらってください。</p> <p>（傍聴者入室）</p>
まちづくり 推進課長	<p>それでは、次第1の議案第1号、武蔵野市まちづくり条例における大規模開発事業の意見提示について、市から説明をお願いします。</p> <p>議案第1号武蔵野市まちづくり条例における大規模開発事業における意見提示について説明いたします。</p> <p>12月18日のまちづくり委員会で、市長意見案のたたき台を提示し、議論をいただきました。その内容を踏まえ、修正した市長意見案を配付しております。本日の御議論を踏まえ、市長意見として事業者に提示したいと考えていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、市長意見案を読み上げます。</p> <p>「武蔵野市まちづくり条例第5条第1項及び第2項の規定に定められるとおり、開発事業者は、開発事業が周辺環境に与える影響に配慮し、良好な環境が確保されるよう必要な措置を講じなければならないとともに、市が実施するまちづくりに関する施策に協力しなければならない。」</p> <p>ここまでは、前回と同様です。以降が、前回の議論を踏まえて修正した内容です。</p> <p>「本開発区域が位置する中央圏は、第四期基本構想・長期計画、都市マスタープラン等の市のまちづくりに関する計画</p>

において、「住宅地が近接することにより醸し出される独特の雰囲気」を大切に、地域に密着した街並みづくりを進める地域」、「緑にあふれ、地域の文化が香るまちづくりを進める地域」及び「緑と潤いのある文化ゾーン」と位置づけられている。

中央圏には、市民文化会館、中央図書館や総合体育館、芸能劇場等の文化施設が多く集積しており、武蔵野市の文化の深化、発展に大きく寄与してきた。とりわけ、市民文化会館は世界的なオルガンコンクールが開催され、著名なアーティストのクラシックコンサートの公演が頻繁に行われる等、文化的に高い評価を得ており、市外からの来訪者も多い。市は、市民文化会館とその最寄り駅である三鷹駅とを結ぶ道を「かたらいの道」として整備し、市民文化会館でコンサートを鑑賞した後、その余韻に浸りながら、同行者と語り合うことのできる、駅までの経路を演出することをコンセプトとし、安全で快適に歩行することができるよう、沿道の方々にも協力していただきながら、次の取組みを進めてきた。

- 1 電線類の地中化事業等の景観整備事業
- 2 道路拡幅及び沿道敷地での空地確保による広い歩行空間の創出
- 3 ベンチ等を置いた沿道休憩スペースの確保
- 4 灯具のデザイン統一や接道部の緑化の推進

このような取組みにより、市が目指す道づくりが着実に実現されつつある。以上のように「かたらいの道」は、中央圏における景観まちづくりの基軸となる道として、市が積極的に関与してきたところであり、今後はさらに沿道の建築物等を対象とする景観ガイドラインの策定等を実施したいと考えている。

当開発区域は、この「かたらいの道」の入口に位置している。パチンコ店は、通常騒がしい音や、けばけばしい広告物、ギャンブル性が醸し出す独特の雰囲気があり、「かたらいの道」について市がこれまで推進してきたまちづくりの方向性とは相入れないものがある。さらに、当開発区域に接する中央大通りは第一中学校の、「かたらいの道」は第一中学校及び井之頭小学校の通学路に指定されており、パチンコ店の出店は小中学生の教育面においても、悪影響が懸念され

る。

以上の理由により、市は本開発区域へのパチンコ店の出店はふさわしくないと考えている。したがって、仮に本開発区域にパチンコ店を出店されるのであれば、「かたらいの道」の入り口に位置する建築物として適切な環境を創出するよう、少なくとも、建築物のフロア構成、建築物や屋外広告物の意匠に配慮するなどして、パチンコ店の気配を感じさせない計画とし、騒音等の公害防止や歩行者の安全、安心に配慮する等、敷地周辺を通行する人に不快感や不安感を与えないよう、周辺環境に配慮することと等に留意することを求める。」

以上が、市長意見案です。御意見、御議論をいただきたいと思えます。

委員長

ありがとうございました。

書直しに至るような議論のポイントを前回のおさらいの意味を含めて報告してください。

市説明員

前回の議論のポイントの主なものは、次のとおりです。

- 1 基本構想の段階であるので、かなり強い内容のことで述べてきても良いのではないか。
- 2 そうはいっても事業者にぶつけても聴いてもらえるような内容を盛り込むべき。
- 3 意見の内容について、実現性の有無よりも、意見の提示の積み重ねが、今後のまちづくりに大事であろう。

最終的に委員長にまとめていただいた今後の市長意見に対する考え方は、次のとおりです。

- 1 まずパチンコ店がふさわしくないとという明確な根拠を示すこと。
- 2 根拠を明確にするには、「かたらいの道」のコンセプト及び「かたらいの道」にふさわしい建物並びに建築物のイメージを明確に打ち出すことが必要であること。
- 3 「かたらいの道」周辺を今後どうしていくのか、市の方針を明確にするべきであること。
- 4 パチンコ店の性質を調べたうえで、市の考え、コンセプト又は方針に対して、パチンコ店が相容れない部分はどこであるかを明確にすること。
- 5 「かたらいの道」の環境を考えながら、「かたらいの

委員長

道」にふさわしい建築物にすることを要望して、具体的な色彩とか意匠等の話の事例を、今後出していくべきであること。

副委員長

今回の修正点について御意見等がありますか。

前回は、欠席して申し訳ありませんでした。議事のポイントを讀ませていただきながら、修正案を見て、先ほど報告があった内容と併せ、次のように理解しました。まず、基本的になぜふさわしくないかを、きちんと言おうということ。次に、最終的に規制するすべはないのだから、より良い形の建築計画に誘導していくといたしますか、そういう内容にするのだという意味で、今回の修正になった。そうすると大事なものは、具体的な計画としてどのように誘導することができるのかということにかかってくると思います。その次のステップとして、どういう機会が事業者との間で持てるのだろうかということがポイントになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

委員長

市長が意見を出した後の、意見の取扱いがどうなるかということと、見解が事業者とすり合わなかったときは、どういう手段があるかということですね。

副委員長

特にフロア構成という具体的なイメージが出されていますね。これは建築計画にとって非常に大事な話で、これがどれだけ具体的に生かされるかで、かなり建物の性格が変わってくるような気がします。そのあたりの機会が得られるのかどうか問題です。

まちづくり  
推進課長

意見としては大卒の市の考え方を述べたうえで、それに対して事業者が、我々もこういうことに協力をしていくので、どういうことを実現すれば、市の意図することが満たされるかと考えているのかとのやりとりがこれから展開されると思っております。

市の意見に対し、全て対応されるかどうかはわかりませんが、これはできないけれども、こういうことならできるというやりとりの中で、市からあえて要望していこうということにつきましては、副委員長がおっしゃったフロア構成についてがまず第1番目です。

今回の計画は、1階から3階までがパチンコ店ですので、その中で例えばフロアの1階部分ですとか、1階部分の全て

は無理であっても、例えば「かたらいの道」に面した部分のフロアの1階部分の半分とか、そういったものの使い方。外構や、植栽等も含めたフロアのあり方。1階からパチンコ店ですというようなつくりでないようなものできないかということ。また、外部からパチンコ台や、利用者ができるだけ見えないような形のもの。建物の色彩、意匠、屋外広告物等外観に関係すること。緑化はある程度配慮するとの話が今のところ出ておりますが、さらなる緑化。特に壁面緑化です。屋上緑化は、かなり協力するという話がありますが、屋上は、通りを行く人から見えない緑化になりますので、視覚的な効果をねらって、壁面緑化。騒音、臭気等が発生しないような構造。あとは自転車駐車場です。市の条例に基づいた台数を用意するという計画になっておりますが、さらなる台数の設置。さらに、駐輪場の運用の方法。エレベーターでもって上がる形になっていきますので、スムーズな自転車管理が難しい場合があると思いますので、その辺の協議を具体的に進めていこうと思っております。運用の部分は、例えばガードマンの設置。入店するために待つ客の誘導、歩道状の空地帯の使い方等についても、協議をしていこうと思っております。

副委員長

その内容は別としまして、そういうやりとりのできる機会というのは、ある意味では強権的にできないわけですから、基本的に相手方の善意に訴えるということです。

委員長

制度上、あとはどういうキャッチボールになるかということところです。

まちづくり  
推進課長

条例ガイドの18ページを御覧ください。今回の意見の提示の後、それに対して事業者から見解書が出ることになっていきます。今回の内容は、意見書の内容自体が大枠の部分ですので、窓口のレベルでは、具体的にこういうことを実現できないかというやりとりをしていきます。その中で、事業者は大枠で言った部分に関して、「やります」と言いつつ、実際には、それが実現されていないというようなことがありましたら、その直後に調整会の開催要請というのがあります。近隣関係住民から意見書に対する見解書に対して納得いかない場合については、調整会の開催請求ができます。また、市が出した意見に対して、相手に誠意がないような場合については調整会の開催を要請して、調整していただくというような

場面も制度として設けております。

今回は、開発基本構想の段階ですので、そういったやりとりをしたうえで、その後、一般開発基本計画の届出があります。その時点で市からの要望や近隣周辺住民からの意見書が出てくるであろうと思います。それに対して、事業者がどう答えたかについて、基本計画の計画に絡んでくると考えています。その中で事業者が努力した内容になるのか否かはわかりませんが、一般開発基本計画の届出を受けたうえで必要に応じて意見書の提出、調整会の開催等の手続に入っていくと考えています。

委員長

今、基本構想段階ですよ。基本構想段階で市長が意見をつけた場合、それに対して事業者は見解書で、このことについては、この程度はやれるけれども、このところは無理ですみたいな返事が来る。その返事が来た段階で、実質的な協議はさらに多少の時間をかけて行うが、物別れになった部分に関しては、市がこだわるのであれば調整会というテーブルに相手も着いてもらう。これは制度上テーブルに着いてもらうことになっているので、そこで第三者を入れて議論をして、それでもけりがつかなければ、そこはもう強制力を持たないので、やむを得ないということになる部分はあると思います。あとは、次の基本計画の段階でもう1回細かい注文は出せるというチャンスは同じような形であります。

副委員長

市が進めようとしているこういう文化的な雰囲気をつくっていきこうという区域に、このような遊戯施設が進出した全国的な事例はありましたか。

まちづくり  
推進課長

市内で言いますと、遊戯施設、パチンコ店に関しましては出店はされてきています。環境的な配慮の面について建築行為に対して心配してきたという事実があります。土地利用そのものに関しての否定的な立場ではなく、あくまでも環境に配慮した、例えば騒音等の面に対しての配慮等をしてきています。吉祥寺、武蔵境、三鷹駅周辺は、商業地域のエリアですので、そのような条件の中で出店されてきましたので、そういったことはお願いしてきたわけです。例えば、吉祥寺のサンロードに面してパチンコ店は見られませんが、商店主たちの協力の中で出店することができないような働きかけをしてきているという話は聴いています。全国的には、いろいろ

なとこでこのような問題は起きているようです。例えば、宝塚市は、パチンコ店の出店を抑える条例をつくっているようです。

副委員長

なぜお聴きしたかという、先ほど申し上げたフロア構成を考えた場合、営業面積が減る方向へいくわけですから、本当はやりたくないわけです。デメリット、メリットを考えるうえで具体的な絵があると、非常に議論がしやすくなるのかなと思います。理念だけで言っている、なかなかその段階になるともう話が進まなくなってしまうので、そういう絵が幾つかあれば良いなという気がしたものですからこだわってお聴きしました。

委員長

前回の議論から比べると、少し踏み込んでいるというニュアンスはあります。前回は、こういう議論でしたね。やはりパチンコ店を立地規制をしているという明確な根拠がないので、それを単純に好ましくないと言うのはいかなものかと。ですから、しっかり根拠を示す必要があるということになりました。この程度の根拠で、ふさわしくないと言い切って良いのかというような問題が1つありそうで、ふさわしくないとはいっても、もともと強制力を持っているわけではないという仕組みの中で、どこまで言い放しで、相手に受け入れてもらえないという可能性をどう考えるかというのは、少し残ると思います。その辺について、これは私の意見で、一応根拠があって主張したことについては、相手が受け入れられなくても、それは1つの市のメッセージとしての意味があるのではないかと。そういう形で、いわば受け入れられないことを言うというのもそれなりの意味があるという整理もあると思います。それに対して、明らかに受け入れられそうもないようなものについて、いわば市の姿勢を整えるために言い放つというのは適切な措置かどうかというように、もう1つの御意見もあったような感じがします。その辺も含めてどうでしょうか。

副委員長

私も筋論として、きちんとすることそのものは大事なことでと思います。ただ、今日の文面を前提とするならば、何しろ相手にその気になってもらわなければいけないという前提があるとすると、その気にさせる文章にするというのも、1つの方法だと思います。必要な主張はするとして、言い放つ

というよりは、その気になってもらう言い方みたいなものがあるのかなという。まさにどちらでいくかということだと思います。

委員長 今日具体的な修文レベルで、議論したいと思いますが、いかがですか。

副委員長 最後のページですが、出店は悪影響も懸念される。そこまでは良いのですが、相手にそう思いませんかというような、同じ考えに立ってもらうような呼びかけ方みたいな文章が1つ入っても良いかなという感じがしました。つまり、その気になってもらうための文章を、やはり主張は主張として言いますが、事業者も建築計画をそういうものにふさわしい結果にするよう考えていただきたい、というようなことがあっても良いのかなという気がします。

委員長 それは言い方を選ぶようにするかどうかですね。

副委員長 何となく懸念されるから、ちゃんとしてくださいという感じを受けます。

委員長 高飛車な言い方ではなく、語尾をやわらかくするというような工夫をしても良いのかと思います。

副委員長 具体的な計画の段階で、調整の機会を設けていただきたいみたいなことをここで入れておくべきかどうかですが。

委員長 それは、仕組上そうなっているから、多分それをここで言うのは変だなと思います。

今の話と関連して、私見ですが、このような性格を有するパチンコ店の出店は、この地区ではふさわしくないというふうに、形容詞をつけたほうが良いのではないかと思います。つまり、パチンコ店はだめだと、まず伝えて、仮に出てくるなら、こういうことまでやれと書いてあるのですが、パチンコ店そのものはだめということがそんなにはっきりしているならば、もっと制度的に、少なくとも次のステップで何かやるのかというような感じになるので。こういう点で問題がある性格を持つパチンコ店はここではまずいというふうに。案を言いますから、後でもう1回整理してください。

2ページ目の段落の後、以上の理由によりというところです。「以上の理由により、このような性格を有するパチンコ店の本開発区域への出店については、市としてはふさわしくないと考えている。」「したがって」以下は一緒です。

いかがでしょうか。できれば修文レベルで、皆さんの御意見をいただきたいと思います。

A 委員

前回の議論を踏まえて、かなり踏み込んだ表現になっていると思いますが、修文レベルで3点ほどあります。

1点目は、1ページ目の真ん中辺の、市民文化会館と最寄り駅、三鷹を結ぶ道を「かたらいの道」としてという部分の後ですが、「市民文化会館でコンサートを鑑賞したあと、その余韻に浸り」ということで、市民文化会館から三鷹駅というような流れで話をしています。それも大切だと思うのですが、できたら三鷹駅から市民文化会館へということ、駅で出迎えて「かたらいの道」で文化ゾーンに導くという出迎えのゾーンという言い方のほうが良いと感じました。その中で、もし具体的に、三鷹駅前はこのゾーンにしたいという表現ができればさらに良いと思います。

2点目は、先ほど委員長がおっしゃった、2ページ目の最後の段落の3行目のところに、「かたらいの道」の入口に位置する建築物として適切な環境を創出するよう」とありますが、例えば「入口に位置する建築物として緑と潤いのある文化ゾーンにふさわしい適切な環境を創出するよう」というように、少し強調しておいたほうが良いと思います。それに加えて、先ほど前半で副委員長の発言の中で、具体的なお話が何点かあったと思いますが、場合によっては、それも含めて「下記に示すような点についても配慮していただきたい」ということを書き込んでも良いのではないかと感じました。そのほうがイメージしやすいと思います。

委員長

1点目は、修文です。「余韻に浸りながら、同行者とかたらいの道のできる、駅までの経路」の部分ですね。

A 委員

どちらかと言うと、「駅から」にしてもらったほうが良いと思います。

委員長

むしろ市民文化会館へ至る、導入の入口としての意味合いを文章上、考えなくてはいけないとおっしゃっているところはわかります。

2点目は、もう具体的な修文でしたから、良いですね。

3点目は、これは市としての多分考え方もあると思いますが、具体的なことをどの段階で言うか。これは包括的に、方法はいろいろあると思いますが、こういうことを考えてほしい

と言っていますね。例えばの方法を出したほうが良いのかどうか。一種の交渉事としてどちらが良いかということですね。市の方でその考えがあれば。

まちづくり  
推進課長

こちらで示したのは、現段階ではこの程度でよろしいのではないかと思ったのはなぜかと言いますと、今後、具体的な協議を進めていく場合に、市から強制的に執行していくのではなく、協議の段階に入りますので、そのときに示していく内容であると思っています。あくまでも、協議の中での交渉事項として明示するものであるという考え方です。

副委員長

確かにそういうケースもあると思いますが、私が勝手に思っていますが、大体対応してもらうことは見えているような気もするんです。そうすると、なるべく早く相手方にイメージを持ってもらったほうが話が進みやすいのかなという気がします。このぐらいのことを考えれば良いのかなというイメージが早く持てたほうが、良いのかなと思いました。

委員長

どうでしょうか、その辺は。

前回の議論で、できればパチンコ店そのものは、来ないでくれればありがたいというのが最初にあるので。具体論、ディテールに入るというのは、そういう意味では基本的な最初のスタンスが、どんどん消えていくという印象もあるという意見もあります。

まちづくり  
推進課長

前段で述べているものが、後段で具体的内容だけで意見書が出されているという印象を与えますので、基本的にはこういう考え方ですというところが、この時点では必要であると思います。

副委員長

こういう前提があるからこそ、このくらい協力していただきたいという意味もあるわけです。最後の説得性を持たせるために、前提条件としてなぜふさわしくないかということを生懸命述べるわけでしょう。文章をどちらかにもって行かざるを得ないと思います。徹底的に規制したいと切って捨てる立場でいくのか、最終的には良い感じで作ってもらいたいのか。それを1か月後にそう言うのか、最初から示すのかの違いだと思います。

委員長

または、相手の出方によっても注文のつけ方は、変わると思います。ですから、具体的な措置を書き切ってしまうと、その措置以外は良いのだなということにもなるので、本当に

その場で必要なこと、可能なこととお互いに探りましょうという点では、あまり書かないほうが良いというふうに思っています

B 委員

関連して、先日、説明会があって私も出席して、事業者の話をお聴きしましたが、その中で事業者が強調していたのは、ここに出店を計画するまで、「かたらいの道」という存在自体を知らなかったということでした。ですから、やはりここで「かたらいの道」の重要性をまず知ってもらおうということが一番重要で、そういう意味で言うと、前回の案よりはずっとよく通じる文章になったと思います。最初に副委員長がおっしゃったように、こういった考え方は事業者も理解していただけるものと思うということを書いて、そのうえで市は、このような性格を有するパチンコ店の出店はふさわしくないと言うのは、市長の意見としては良くなると思います。まず事業者に、「かたらいの道」というものがある、それに市が力を入れてきているということを知っていただいて、それなりに重要性を理解していただいて、それを理解したうえでどういう計画にしたいかということ、事業者にいったん考えてもらうことが、パチンコ店の出店を懸念している市民にとっても重要なステップだと思います。最初から市の考え方で、こういうデザインが良いというような指導をするよりは、まず、そういった大枠の考え方を示したうえで、事業者から事業者なりの回答を出していただく。そのうえで、それを懸念している市民の皆さんが、どういう対応をしたら良いかと考えるステップに移行することができると思います。

そういう意味で言うと、基本構想のこの段階での意見書としては、このくらいの内容で良いのではないかと思います。

委員長

それでは、今のことに限らず、これについては最後ですから、それぞれお考えを述べてください。

C 委員

私も、B 委員がおっしゃったように、市長ないし市の意見として具体的な例を提示するのは、この段階ですべきことではないかと思料しております。修文としては、「周辺環境に配慮することなど、良好な環境を確保できるよう、必要な措置を講ずるよう留意することを求める」ということで、措置を講ずることを求めるという形で意見書を出して、それに対して見解書の提出で、どのような措置をとるのかという提案

委員長 C 委員	を求めていますということがわかるようにするほうが、この段階では良いのではないかと考えております。
	必要な措置を講ずることを求めるということですか。
C 委員	周辺環境に配慮することなど、良好な環境を確保することができるよう、必要な措置を講ずるよう留意することを求め、どのような措置をするのかということについて、見解書で、誠実な事業者であれば、ある程度、先方からボールを投げしてくれるのではないかと思います。それを受けて、市と事業者の間で交渉を進めていくのが良いと思います。
副委員長	どちらが良いかというとはよくわからないのですが、もしそちらでいく場合、例えば下から4行目の、少なくとも建築物のフロア構成とか、パチンコ店の気配を感じさせない計画という、具体的なイメージを思い浮かべる部分を入れたいほうが良いと思います。建築屋は、「フロア構成」という言葉を、強いメッセージとして具体的に受け止めると思います。
委員長	フロア構成というのが何を言っているかですけれども、要するにフロア、例えば1階というのが非常に人々に与える雰囲気上の影響が大きいから、1階を例えばパチンコの主フロアにはしないでくれというようなことを言いたいのですが、そこまで具体的なことは言いたくない。フロアを議論するくらい踏み込んだ検討をお願いしたいという気分が出ているということです。だから、これはまさに具体性をどこまで入れるかということ、さじ加減の問題です。僕は、このくらいまでは言っても良いのではないかと思います。
まちづくり 推進課長	委員長のおっしゃるとおりで、今回は建築物の意匠とか、屋外広告物の意匠等から入っていきましたが、これはあくまでも意匠、デザイン上だけの問題であって、根本のところでは、店舗構成そのものについても踏み込んで入れておいたほうが良いと考え、今回付け足しています。
委員長	「フロア構成」とは何だと言われると、こういうことだというのが一応頭にあるけれども、そこまでは書いていないということですね。
副委員長	そういう意味で、もしこれを書くのであれば、次の段階で絵のイメージを、強く出す必要が出てくると思います。
D 委員	前回の意見書案は「かたらいの道」と、今回計画されている店舗との関係性というものがはっきり見えませんでした。

なぜ「かたらいの道」が重要なのかというのも、余り意見書案からは感じられなかったのですが、今回の案を見て、「かたらいの道」が、どのようなコンセプトでつくられてきたのかという背景が明確になって、説得力が増したのではないかと思います。先ほどA委員も指摘されていましたが、私もその意見には賛成しております。三鷹駅が「かたらいの道」を通じて文化施設への誘導するゾーンの玄関口となっている。その部分は、本当にちょっとした文言による表現の違いですが、三鷹駅が玄関口であるということは、最後にもう少し強調されたほうが良いのではないかと思います。

委員長

ありがとうございました。

E委員、御意見がありますか。

E委員

前回いただいた資料から比べると、これで良いのではないかと思います。前回もこれくらいが出てくるのではないかという期待はありましたが、これが第1回目のたたき台ぐらいかなというイメージですが、基本的にはこれで良いと思います。あとは、出店は多分されると思いますので、その後の条件闘争に入ってくると思います。先ほどもお話がありましたように、自転車の設置台数ですと四、五百台規模のパチンコ店ができる中で、113台で足りるかとか、多分色々な問題点もあると思いますので、そこのところは頑張ってくださいと思っています。

委員長

ありがとうございました。

それでは、内容的には幾つか修文の具体案も出ましたし、三鷹駅が文化ゾーンのり口であるという話の方向のコメントは、また文章をつくらなければいけません。それはリクエストとして受けとめます。先ほど、議論があった具体的な措置について、ここには書かないけれども、本当に注文を付けるならば、こういうことをもっとちゃんと考えておいてほしいというようなことがあったら、今後の交渉のときの観点を補強するような意味で、委員の皆さんからも注意を喚起しておいていただきたい。もう少しこういうところを現実の段階では本気で頑張るべきではないかというのがありましたら、おっしゃってください。

B委員

副委員長の意見に関連するのですが、やはり私としては、できればパチンコ店は出店してほしくない。できれば用途を

見直してほしいという思いでいます。ただ、そこまで明確に言い切れないとしたら、少なくとも先ほど委員長から背景や、考え方の例示がありましたが、1階部分はやはりパチンコ店でなくするようなことを考えてもらうように、市には対応してほしいと思います。せめてものという感じですが。そういう意味で言うと、ここで建築物のフロア構成という一文を入れていくというのは意味があると思います。ついでに言わせていただくと、今回の意見書は、やはり「かたらいの道」の重要性ということをこういうふうにして、1本に絞って、そしてそこにはパチンコ店はふさわしくないと言っている。これは非常に良いことですが、市民の思いとしては、やはりこの文化ゾーンの玄関口、先ほどD委員がおっしゃったように、玄関口である三鷹駅周辺に、今後パチンコ店が建ち並ぶようなまちにはなってほしくないという思いがあります。ですから、それにつながるような、意見書になると良いと思っています。具体的には、用途規制等があるのですが、それ以前に、ここは調整計画の中で三鷹駅前の今後のまちづくりの方針を、今後考えていくというふうな方向性が示されているところで、まさにこれからそういう議論をしていかなければならないところなのです。ですから、この「かたらいの道」だけではなくて、駅周辺にとってパチンコ店はふさわしくないというニュアンスがどこかで伝わると良いなと思って、ずっと考えていましたが、修文することができるところまで考えが及びませんでした。ですので、今回はこういった意見がありますということだけお伝えしておこうと思います。

委員長

ほかにございますか。

副委員長

1階のフロア構成、用途の話ですけれども、確かに1階が一番影響も大きいので、今、B委員がおっしゃったように、1階が他用途になると一番良いのかもしれませんが、条件闘争の段階に入ったときに、営業面積が3分の1に減るわけですから、なかなか難しいですね。そうすると、組み合わせでやるしかないのではないかと思います。それらしくないものをどうやって組み合わせて工夫をしていくかみたいなことだと思います。まさに建築家の人にその気になってもらわないといけないので、どの場面から、こちらから具体的に動いても

らうように提案していくのか、幾つか考えておく必要があるのではないのでしょうか。事業者も商売ですから、それをどうやって説得するのか。相手にとって、何がメリットなのか。名誉だけで、イエスと言ってくれるのか。その辺がなかなか難しいところなので、それを具体的に絵をつくっていく努力をやはりしておかないと、なかなか進まないのかなという気がします。

今回の意見書案を読んだときに、私はフロア構成という文字に反応しました。ですから、建築屋さんもかなり反応すると思います。そういう意味ではこちら側もちゃんとイメージをつくっておかないと、具体的にになったときに折り合わないという話になりかねないので。そこが大事かなと思っています。

委員長

私も1点あるのですが、出店されないほうが良いという話は置いておいて、もし出店されるとすれば、一番懸念されるのが自転車だと思っています。客が、自分で屋上に持っていくというのは、常識的には考えられない。ですから、必ず乗り捨てると違いない。乗り捨てた自転車がざっと並ぶという姿は、かなり建物をしっかりやっても相当ダメージがある。客が屋上の自転車置場に持って上っていくという措置をどうやってつくってもらえるかです。係員がいて上げれば、帰りは自分で行っておろしてくださいというのは良いかもしれないから、そのくらい本気でやらないと、多分だめなのではないかと思っています。そこはかなり交渉でしっかりやらないとまずそうな気がします。

副委員長

私はパチンコをよく知らないのですが、景品交換はどういうふうになるのでしょうか。あれはイメージがよくないと思っています。どこにつくるのでしょうか。

市説明員

景品の交換所は、店内にあります。御質問は、換金をする場所についてであると思います。

副委員長

大体近くにありますよね。

市説明員

表向きは、パチンコ店が換金するというのはできなくて、金を扱うところに持って行って換えてもらうようです。ですから、パチンコ店の一部ではないようです。同じ建物内に交換する場所があるということではなくて、他の場所に設けるのが通常なようです。12月28日の近隣説明の中でもその辺の御

委員長	<p>質問があったようで、事業者は回答できないと。というのは、パチンコ店が換金してはいけないということのようです。</p>
市説明員	<p>どうでしょうか。大体意見が出尽くしたと考えてよろしいですね。それでは、具体的修文の場所は、先ほど読み上げたものを含め文章に直す必要があるかもしれません。それから、宿題になっている部分が1か所ありました。その取扱いについては、私と事務局にお任せいただくということによろしゅうございますか。</p> <p>それでは、今日は1時間という短い時間でしたけれども、これで終了したいと思います。</p> <p>12月28日に最後の説明会がありました。市からの意見書の提示の期限が今月11日ですが、その日は祝日ですので、実質的には今週の金曜日が提出期限です。意見書の最終案を委員の皆さんに合議いただくのは、難しいと思いますので、委員長に御了解をいただくということによろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>(「お任せします。」の声あり)</p> <p>議事については、以上で終了します。</p> <p>傍聴の方は、御退席をお願いいたします。</p> <p>(傍聴者退室)</p>
事務局	<p>次第2の事務連絡をお願いします。</p> <p>次回のまちづくり委員会は、特に案件がない場合でも、今年度の状況等を御報告しますので、平成22年3月24日(水曜日)午後6時30分から行いたいと思います。</p>
委員長	<p>事務局からは以上です。</p> <p>それでは、これで平成21年第3回武蔵野市まちづくり委員会を終了します。</p>